

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

9月5日、シンガポール保健省は、9月9日（木）23：59以降、シンガポールを経由するための要件の一つであるPCR検査受検のタイミングについて、従来までの出発前72時間以内を出発前48時間以内に変更する旨発表しました。（シンガポール保健省による入国及びトランジットに関する新しい規制内容の詳細については、シンガポール保健省のHPで確認して下さい。（<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-border-measures-for-travellers>）

PNGを出発してシンガポールを経由する場合、現在はポートモレスビーの空港にてチェックイン前にPCR検査を受検できるため問題ありませんが、日本を出発する前のPCR検査の受検のタイミングについては注意してください。

香港経由の場合は、現在のところ現地当局はPCR検査結果の携行をトランジット要件としていませんが、最終目的地国の入国要件を満たさなければ乗継ぎを許可されません。ご参考までに、日本政府は日本入国のためには出発地出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性証明、PNG政府はPNG入国のためには出発地出発前7日以内に受けたPCR検査陰性証明の携行が必要としています。

なお、ポートモレスビーの空港から出国する際には、PCR検査に必要な時間を考慮して出発時刻の5時間前までにジャクソン空港に到着するようニューギニア航空が注意喚起していますのでご注意ください。同PCR検査の結果については、日本政府指定のフォーマットに記入してもらうことが可能ですが、念のため同フォーマットを持参の上、記入を依頼してください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html